

特 別 決 議

いわゆる「安全保障関連法」の廃案を要求する声明を大阪

大学箕面地区教職員組合の総意として公式に表明します。

いわゆる「安全保障関連法」の廃案を要求する意見書

私たち大阪大学箕面地区教職員組合は、現在国会で審議中の「安保関連法」案を内閣と国会がただちに廃案するよう求めます。

7月9日、安倍首相は都内のシンポジウムの挨拶の中で、「戦後、我が国は先の大戦に対する痛切な反省の上に立ち、一貫して平和国家として歩んできました。」と述べました。(首相官邸 web サイト)たしかに、自衛隊員が1人の外国人も殺害していない、という点ではそう言えるかもしれませんが。

しかし、第二次世界大戦後、アメリカ軍の参戦を通じて知った戦争を思い出すと、中東戦争、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争などがあります。私たちは、兵士の犠牲者だけでなく、非戦闘地域の老人や子どもの犠牲者を通じて戦場を知るといっかかわりだけでなく、日本の経済は、軍需産業および復興産業において経済的なかわりを持ち、私たちの専門とする教育・研究も影響を受けました。また、この戦場へ出撃する在日米軍基地は、沖縄に集中し、国内の他の軍事基地も含めて、その周辺に生きる人々の平和に生きる権利を犠牲にしてきました。こうして考えると、日本の国が「一貫して平和国家として歩んできた」という安倍首相の認識を共有することはできません。

先の大戦前、戦中をつうじて、戦争を進めた時の政権と、大阪外国語大学の前身である大阪外事専門学校がどのような関係を維持してきたか。そのとき、言語と文化の研究と教育を通じて、本来、心を通わせるは

ずの人びととの関係性がどうであったか。私たちの学術研究と軍隊とのかかわりについてどうであったか。戦後の大阪外国語大学の研究と教育の再生は、その反省の上に立ちました。そして、言語と文化の研究と教育を通じて、その地域の人々と心を通わせ、平和に貢献し、密接な関係を築いてきました。大阪大学と統合した今も、私たちの研究と教育は、軍事に奉仕するつもりはまったくありません。

その立場から「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」の説明で使われる「他国」という言葉に注目します。

自衛の措置としての武力行使の新三要件

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

ここで「日本と密接な関係にある他国」は具体的に明記されていませんが、7月10日の衆議院の特別委員会で安倍首相は、米国を事例に集団的自衛権が行使できる状況について「邦人輸送中やミサイル警戒中の米艦が攻撃される明白な危機がある段階で認定が可能」と述べました。

これを見る限り現政府は、「我が国と密接な関係のある他国」を「米国」を中心とする同盟国とみなしており、それらの国の軍隊が攻撃される明白な危機がある段階で(集団的自衛権の行使)認定が可能と解釈していると考えられます。

「安保関連法」が成立し、そうした「日本と密接な関係にある他国」でテロが起こった場合、日本は政府の判断だけで自衛隊に武力行使させる根拠となります。しかし、それだけにとどまるでしょうか？ 米軍を日本の

自衛隊が守るように、自衛隊を「密接な関係にある他国」の軍隊に守らせることを同盟国に強要するのではありませんか？ 自衛隊に集団的自衛権を行使させることで、外交とは異なる、軍事的な序列関係を作ろうとしているのではありませんか？

当組合からの4つの主張

○学術研究を蔑ろにするな！

6月4日、憲法審査会で3人の憲法学者が「安保法制は違憲である」と述べたことに対し、6月8日、G7参加のためドイツ滞在中の安倍首相はミュンヘンで記者会見を開き、「憲法解釈の基本的論理は全く変わっていない。世界に類を見ない非常に厳しい武力行使の新3要件の下、限定的に行行使する」と述べました。(共同通信)

その後も、大半の憲法学者が”違憲である”と強く訴えている中、安倍首相は「学者と違って政治家には現実世界に臨機応変に対応しなければならない責任がある」といった趣旨の発言で反論しています。「学者は理論で遊んでいるにすぎず、政治家はそれに耳を傾けなくてよい」とするこの態度は、一国の首相が自国の学術研究を蔑ろにするものであり、私たち大学人は到底容認できません。

○立憲主義を壊すな！

朝日新聞のアンケートによると、「安保法制案」に対し、憲法学者の104人が「憲法違反である」、15人が「憲法違反の可能性はある」、2人が「憲法違反にはあたらない」と回答しています。(7月11日現在「朝日新聞」) 集団的自衛権を行使すれば、自衛隊は憲法違反の存在になります。その自衛隊の武力行使が、国内だけでなく、国外の人びとを戦渦に巻き込まれ、日本政府が戦前のようにコントロールできない状態になることを心配する外国の学者やメディアも増えています。「憲法を現実いかに適合させていくか…」などという非常識な恣意的解釈発言が相次ぐ現政権の暴走を止め、まずは立憲主義を守り抜く必要があります。

○不戦の誓いを破棄するな！

「安全保障関連法案に反対する学者の会」アピール賛同署名は、7月25日現在 12,210 筆を越えています。144 の地方議会が「反対」、181 が「慎重に」と決議し、意見書をまとめました。(7月9日現在「朝日新聞」の調査)学生、市民、学者などの広範囲な国民が反対の声をあげています。

私たちは少なくとも、なぜ敗戦後の日本は現行憲法で不戦を誓わなければならなかったのか、その経緯をめぐる解釈で妥協の余地はないと考えます。

○強行採決するな！

今週には強行採決をする可能性が伝えられています。安倍首相は「決めるべき時は決める」と審議を打ち切る覚悟を示していますが、本来、決めるのは私たち主権者たる国民自身であり、行政府も立法府も少数反対意見を含めた国民の広範囲な意志を最後まで尊重せねばならないはずですが、その種の民主主義最低限のマナーが今の日本では完全に無視されています。このまま強行採決を許せば日本の民主主義そのものの基盤がぜい弱化する可能性があります。

最後に、私たちは、国立大学大阪外国語大学に勤めた時から、国家公務員として日本国憲法を守る義務を負ってきました。そして、主権者として、国家権力が憲法を遵守するよう監視し、権力の乱用や暴走を正すことも義務と考えます。さらに、日本国憲法は、使用者に労働者の権利を守らせるよう国に労働諸法を制定させた大元です。労働組合として、日本国憲法の理想を実現する義務を負っています。このような義務を遂行するため、ここに意見を表明します。

2015 年 8 月 6 日

大阪大学箕面地区教職員組合総会